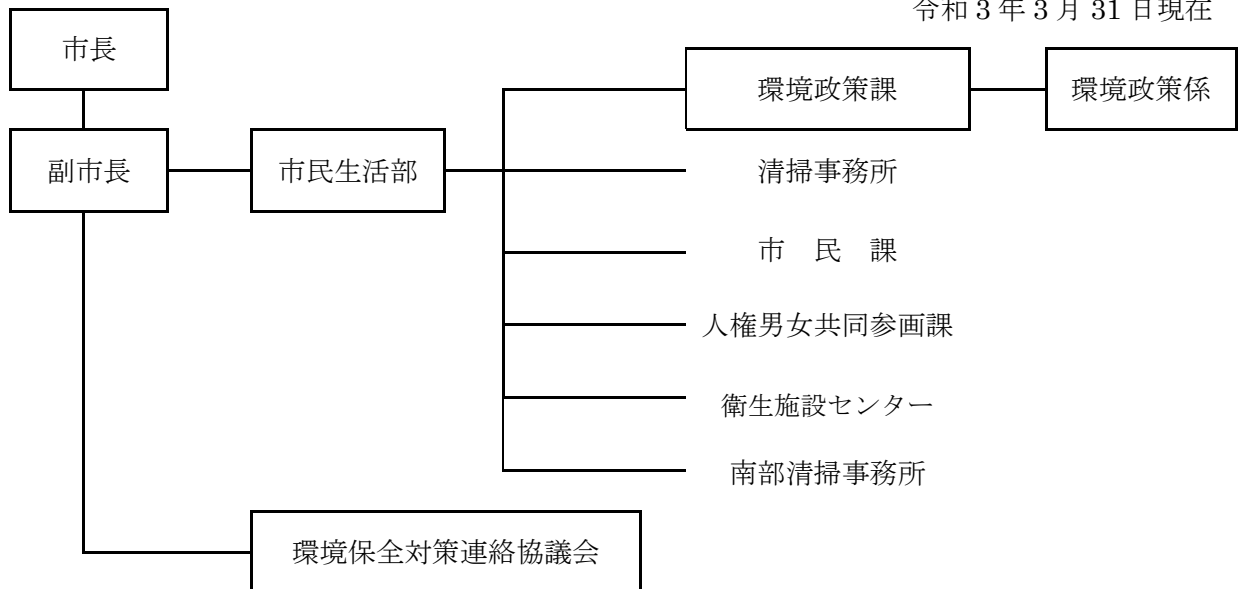


第2章 環境行政の概要

1. 環境保全体制

図1：機 構

令和3年3月31日現在



2. 事務分掌(環境関係分)

- (1) 環境対策の企画に関すること。
- (2) 環境調査及び指導に関すること。
- (3) 環境保全対策連絡協議会に関すること。
- (4) 環境関係特定施設設置の届出に関すること。
- (5) その他環境に関すること。

3. 環境保全対策連絡協議会

市民の生活環境の保全、汚染防止、苦情の処理及び情報交換等について、庁内関係各課の連絡を密にして住民要求に対処することを目的に、副市長以下関係職員で組織しています。

4. 公害苦情相談員

公害に関する苦情について、住民の相談に応じその処理にあたるため、公害紛争処理法に基づき公害苦情相談員が置かれています。

5. 環境関係法令

環境基本法に基づく主要な環境保全関係法は図2のとおりです。

図2 主な環境関係法

